資料２－３
議題２－（３）

令和3年度　生活援助検討型地域ケア会議活動実績

令和4年1月末現在

開催目的	介護保険制度において，介護支援専門員は，通常の利用回数よりかけ離れた回数の生活援助が中心である訪問介護を位置付ける場合には，市町村へ届け出る仕組みとなっており，届出を受けた市町村は，地域ケア会議等を通じて，利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から，介護支援専門員の視点だけでなく，多職種協働による妥当性の検討を行い，必要に応じて居宅サービス計画の内容の再検討を促すものである。 さらに，令和３年度の制度改正により，令和３年１０月１日以降に作成又は変更された居宅サービス計画について，区分支給限度基準額の利用割合が高く，かつ，訪問介護が利用サービスの大部分を占める居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所を市町村が抽出し，点検・検証する仕組みが導入された。これにより利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできる居宅サービス計画の作成に資することとなった。
実施方法	１回（２時間）当たり　３件程度　月１回 ※国の趣旨を踏まえつつ，効率性を考え，１箇所からスタートしている。 ※コロナ禍のためリモート会議により開催している。
実施回数	１回（１件）
対 象 者	居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付けている対象者（要介護認定者）及び，令和３年１０月１日以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち，一定の要件に該当し，市町村が指定した要介護認定者
助 言 者	医師，薬剤師，管理栄養士，リハ職，主任ケアマネジャー，地域包括支援センター職員
令和2年度に抽出した課題と対応方針	筋力低下，服薬管理，訪問介護（調理）の頻回利用が課題であったことから，医師，薬剤師，栄養士等との連携を図ることの必要性や，適切なケアプラン作成方法の周知を図るため，ケアマネジャーのアセスメント力向上のための研修等を充実させる。
令和2年度末～3年度に取り組んだ内容	・令和３年３月２５日（介護予防）居宅介護支援事業者説明会実施　「ケアプラン作成における必要な視点」 （内容）　生活課題を導くための課題分析（アセスメント）の重要性や，アセスメントを行う上での必要な情報の確認，ケアプラン作成方法等 ・令和４年２月１８日介護予防支援従事者研修予定　「介護予防サービス・支援計画書の講義・演習」 （内容）　自立支援に資する介護予防ケアマネジメントのためのアセスメントの重要性や介護予防ケアマネジメントの過程に沿った各段階での必要な視点や手法について，アセスメントマニュアルを活用した講義・演習要介護者等の在宅生活の限界点を高めていくために求められる視点と対策等 ・令和３年度ケアプラン点検１５件実施（当初２６件計画していたが，コロナウイルス感染症拡大防止のため，１１件延期） （内容）　居宅介護支援事業所のケアマネジャー全員のケアプランを取り寄せ，点検対象を選択し，作成担当者（ケアマネジャー）と市担当者がケアプランの根拠についての確認を一緒に行う「振り返りの作業」を実施し，次回からのケアプラン作成に役立つように適切なプラン作成の視点・気づきを促すように努めている。

令和3年度に把握した課題	家族や地域から孤立した状況が気力低下等につながり，低栄養状態，不衛生な状態等，健康を損なうような状況がみられる。
対応方針	近所等周囲の人との関わりにより，よい刺激を受けて自発的な行動につながることも考えられることから，家族，専門職，かかりつけ医，友人，知人等が連携して支援する体制づくりが重要となる。さらに，その人らしさに着目した支援，環境づくり等が必要となることから，ケアマネジャーに対する研修やケアプラン点検等で，ケアマネジメントを行う上での検討するべき事項等，具体的に事例をあげながらケアマネジメントの質の向上を図っていく。